

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カードに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市市民体育施設条例（昭和48三鷹市条例第24号）別表第4の1の表及び2の表並びに三鷹市子ども発達支援センター条例（平成28年三鷹市条例第6号）別表のうち、使用区分が個人使用の場合で、かつ、個人区分が市民等として適用される者の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(市民等カードの交付)

第2条 三鷹市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者若しくはふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者には、本人の申請により三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード（様式第1号。以下「市民等カード」という。）を交付する。ただし、個人使用料が無料の者又は三鷹市市民体育施設条例施行規則（平成28年三鷹市規則第51号）及び三鷹市子ども発達支援センター条例施行規則（平成28年三鷹市規則第52号）によって施設の個人使用の使用料が減額される者若しくは免除される者は除く。

(市民等カードの申請)

第3条 前条の規定により市民等カードの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード交付申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に際して、申請者は、事実を証する書類を市長に提示しなければならない。

(市民等カードの使用)

第4条 個人使用できる施設を使用しようとする者が、三鷹市市民体育施設条例別表第4の1及び2の表並びに三鷹市子ども発達支援センター条例別表のうち個人区分が市民等として規定された使用料の適用を受けようとするときは、個人使用券を購入する際に市民等カードを市長に提示しなければならない。

(不正使用等)

第5条 市長は、申請者が虚偽その他の行為により、不正に市民等カードの交付を申請した場合又は市民等カードを他人に譲渡又は使用させる等不正に使用した場合は市民等カードの使用を停止し又は返還させることができる。

(市民等カードの変更及び廃止)

第6条 市民等カードの交付を受けた者は、当該申請事項の内容に変更が生じたとき、又は市民等カードの使用を廃止しようとするときは、速やかに三鷹

市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード変更・廃止届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による市民等カードの廃止の届出については、当該市民等カードを添付して行うものとする。

（市民等カードの再交付）

第7条 市民等カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード再交付申請書（様式第4号）により、市民等カードの再交付を申請することができる。

- (1) 市民等カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 市民等カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

- 2 市長は、前項の市民等カードの再交付の申請について承認したときは、申請者に市民等カードを再交付する。

（指定管理者に関する読替え）

第8条 三鷹市市民体育施設条例第3条の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号から様式第4号中「三鷹市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要領の規定による市民等カードの交付の手続は、この要領の施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

（表）

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード

氏名 _____

交付日 _____

（裏）

- 施設をご利用の際は、必ずこのカードを提示してください。
- このカードは、他人に貸さないでください。
- 登録内容に変更があったとき又はカードを無くしたときは、必ず届け出てください。
- このカードは、折り曲げないでください。
- このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

電話 _____

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード交付申請書

次のとおり、三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カードの交付を申請します。

フリガナ			
氏名			
住所			
電話番号			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
会社（学校）名			
所在地			

※会社（学校）名及び所在地の欄は、市外在住で市内に在勤又は在学の場合に記入してください。

..... 下欄には記入しないでください。

決裁区分						
内容等	1 交付する。					
	2 交付しない。		理由			
	備考					

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

住所
氏名
電話

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード変更・廃止届

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カードの（変更・廃止）
を届け出ます。

※ 変更の場合は、以下もご記入ください。

	変更前	変更後
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		
会社（学校名）		
所 在 地		

※ 該当事項のみご記入ください。

※ 会社（学校）名及び所在地の欄は、市外在住で市内に在勤又は在学の場合に
記入してください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申請者	住所
	氏名
	電話

三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カード再交付申請書

下記の理由により、三鷹市総合スポーツセンター等の個人使用に係る市民等カードの再交付を申請します。

理由	毀 損		
	汚 損		
	紛 失 その他	日 時	年 月 日 時頃
		場 所	
	状 況		

※該当する理由を○で囲み、必要事項を記載してください。